

(Book Review)

*Full Disclosure*  
—The Politics, Perils and Promise of Targeted Transparency—

By Archon Fung, Mary Graham, and David Weil  
New York, NY, Cambridge University Press, Pp. xv, 273.  
US\$28.00/£25.00, Hard. ISBN 978-0-521-87617-9.

来栖 正利\*

Masatoshi Kurusu

## はじめに

本書は、情報開示実務に対する暗黙の了解事項に対して抱いた、素朴な疑問を問題意識として行われた学際研究の成果である。情報開示を拡充し、透明性を高めることは有用なのか？新情報を情報利用者に提供することは、情報利用者の意思決定を改善することに役立っているのか？新情報を提供することは、情報作成者に対して新しい情報を公開しようというインセンティブを生むのか？新しい情報を公開するインセンティブを情報作成者がもつことは、公共の福祉に資する情報開示実務になるのか？

情報開示政策をめぐる歴史は、情報開示をめぐる透明性の確保について多くを教えている。政治は常に透明性の程度を決める。透明性を確保するために実施する情報公開制度は、社会に生きる人々の複雑な相互作用である、利害の対立を緩和する一時期の妥協の産物にすぎない。しかも、それは時の経過とともに進化し続ける。情報を持つ者とその情報を求める者との間に存在する情報の非対称性を解消することは永遠に不可能である。

透明性を確保するために実施されているさまざまな情報開示政策は、「人々の知る権利(right to know)」という民主主義の根幹を凌駕するものである。これは具体的かつ個別の事実に基づいた情報開示を企業や組織に求める。これは開示項目が、不必要な経済損失を減らす、または公共の福祉に資するために直接役立つ事実でなければならないことを意味する。したがって、著者はこのような観点に基づいた情報開示政策実務の模索を「透明性の確立(targeted transparency)」と定義づけた。

著者達の視点はきわめてオーソドックスである。「透明性の確立」に基づいて実施されている

弁護士という三つの異なる専門分野に基づいた多角的な視点で分析した。新たに開示される情報がリスクを減らすことに役に立たない理由を抽出する過程において、情報作成者と情報利用者をバランス良く分析し、それぞれの行動原理を裏付けている。

本書評は、上述のような問題意識に基づいて行われたケース・スタディーと理論研究とをバランス良く取り込んだ学際研究の内容を紹介し、評者の感想を論じる。本書評は情報開示実務の影響という古くて新しい問題を取り上げた興味深い研究内容を紹介する。これによって、情報公開制度の意義を再検討することに役立つだろう。次節は本書の内容を要約する。そして読後感として評者の感想をいくつか述べ、本書評を終えることにする。

## I.本文の内容

### I-1.背景

著者達の主張は、「人々の知る権利」という民主主義の原則に基づいた「透明性の確立」を、情報開示政策の継続的な改善を通じて、確保し続けることが公共の福祉に資するということである。この主張は次の条件の上に成立する。

- (1)企業またはその他の組織と比較して、情報利用者はいつも情報劣位の立場にあること。
- (2)情報格差を緩和する手段として、情報開示が有効であること。そして、
- (3)時の経過にしたがって変化する情報格差を緩和し続けることができるのは政府である。これらの前提を要約すれば、市場が万能ではないので、政府は情報開示政策の充実を図ることを通じて市場の不完全さを補う役割を果たし続けなければならないという主張である。

「透明性の確立」に基づく情報公開政策は次の特徴を備えている。

- (a) 大衆の求めに応じて、公開が強制された情報である。
- (b) 情報の公開を強制されるのは営利企業のみならず公共機関も含む。
- (c) 比較可能性を確保するために、公開情報の様式が標準化されていると同時に、加工することが可能な情報である。
- (d) 個別の製品またはサービスに対する開示情報である。そして、
- (e) 公共の福祉に資する情報である。

これらの特徴を備えた情報が公開されることになれば、情報利用者と情報公開者との間で次のような循環が成立する

(1)情報利用者は新たに公開された情報を知ると同時に理解する。(2)公開情報に基づいて、情報利用者はより安全で、健康に良い、または最善な品質をもつ製品やサービスを選択することができる。(3)情報作成者は情報利用者の情報ニーズを把握し続ける。(4)変化する情報ニーズに基づいて、情報作成者は実務やサービスを改善する。そして(5)最終的に、情報利用者が被る可能性のあるリスクを減らすと同時に、サービスの質を向上させることができる[第1章]。

これらの理念の実効性を検証する過程においてさまざまな苦闘があった。大衆の「知る権利」という要求に応じるために政府の機能を拡充することは、公共の福祉に資するという目的に照らし合わせた場合、自明でありかつ必要不可欠なことであった。しかしながら、プライバシーの確保というもう一つの権利を保障しなければならない。これらの相反する目的を果たさなければならないというジレンマを抱えながら、大衆の「知る権利」に基づく情報公開政策が数々の政治的闘争を得て進化し続けてきた。

これらの歴史の変遷の中で研究が果たした役割は、大衆が保有できる情報の偏在を修正するために政府が果たしてきた役割を合理的に裏付けることであった。そのさい、素朴な疑問を抱くことから情報公開政策の進化が始まった：なぜ理論的含意が実践されないのか？なぜ透明性の確保が社会的に有益なのか？これらの素朴な疑問は次の具体的な研究の基礎となる仮定に対する疑問に基づいている。

- (1)市場参加者が求めるすべての情報を市場は効率的に提供する。
- (2)個人や集団は合理的選択を行うために利用可能な情報を機械的に使用する。ただし、情報の加工を歪める認知上の限界を個人や集団はもっている[第2章]。

「透明性の確立」を実現するために設けられた情報開示政策の構造(architecture)は次の通りである。強制された情報開示を政府は規制手段(regulatory device)として使用する。当該手段は大衆の情報ニーズという市場の「声」と政治的手続き、この両者の相互作用を通じて機能する。そのさい、当該手段を開示すべき情報を決めるための手段として使用しない。これらの概要はさらに5つの基本的な特徴をもっている。

#### **(a)政策目的の明示**

情報の非対称性を是正するために政府が情報開示政策の変更という手段を通じて介入するのは、情報利用者がより多くの情報に基づき、かつ社会的にベネフィットがある意思決定を行うことが出来るようにするためである。政府による規制の対象になる具体的なケースは次の四つである。

- ①情報の偏りが、大衆によって産み出されたリスクを実質的に増加させる場合、
- ②情報不足が、公共または民間を問わず、サービスの質を著しく損なう場合、
- ③情報の偏りが社会的不平等を是正しない場合、そして
- ④情報の偏りによって公共に資する重要な諸制度の機能を麻痺させるような場合である。

#### **(b)情報作成者の特定**

公共が負うことになる何らかのリスクの出所やパフォーマンスの担い手である組織に対して、政府は情報開示要求を行うことになる。情報を開示しなければならない組織を定義づけることが容易ではないものの、民間企業、非営利組織、そして公共機関が頻繁に政府から情報を公開するように求められる情報作成者となる。「透明性の確立」は、通常、あらかじめ情報利用者を特定することはない。したがって、情報利用者の代理人として仲介者が存在し、開示情報に基づいて加

工情報を提供することがある。

### (c) 開示情報の範囲

情報開示実務全般を含めて、どのような情報を開示していかなければならないのかという問いに答えることは開示情報の範囲を決定することになる。この考えは、情報の開示内容が現時点で開示されている情報の偏りの特徴に関連しているということに起因している。この偏りを是正するために、内部情報の公開を組織に求めたり、新たな情報を作成することを求めたりする。

### (d) 開示様式と方法

比較可能性を確保するために、開示情報の内容と様式を標準化する必要がある。そのさい、大衆に提供される情報の公開時期、場所、そして手段を明確にしておかなければならない。まず、開示すべき情報に関してどのような質的および量的な測定基準を使用するのか、およびその正確さの水準をどこまで要求するのかを明確にしておかなければならない。次に、情報作成者がどの程度の頻度で情報を更新しなければならないのかを明確にしておかなければならない。そして、開示情報をどのような手段を通じて公開するのかを明確にしておかなければならない。

### (e) 執行力

「透明性の確立」を指向する観点から、組織に対して情報開示の実施を遵守させることは基本的な要件となる。したがって、情報開示を行わなかったか否か、誤った情報開示を行わなかったか否かをモニタリングすること、かつ情報開示要求に違反した組織に対して罰則を課すことが「透明性の確立」を実現するための条件である。換言すれば、情報を開示することで生じるコストと享受できるベネフィットを情報作成者が評価する場合、この評価には情報開示の要求を守らなかったことや正確な情報を開示しなかったことの期待コストを含む[第3章]。

## I -2. 中心問題

「透明性の確立」に基づいて情報開示の実施を強制することの意図は、公共の福祉に資すると政府が信じるように、個人と組織の行動を変化させることにある。しかしながら、すべての政策がこの目的に到達するとは限らない。その原因と対策を考えたい。新たな情報を利用者が入手できた時、当該情報を利用して情報利用者が最善な意思決定を行うために必要なことは次のことである。

### (A) 情報の価値

ほとんどの人は時間と労力を費やして自身の目的を達成するために情報を入手することをしない。しかしながら、当初の目的を達成するために、その情報が価値あるものだとことを知っておく必要がある。つまり、良い意思決定を行うことは、すべての人々がもっている目的を達成することなのである。これを実現するには、新しい情報を入手し、使用することのコストが十分低いものでなければならない。

## (B)非排他性

開示される情報は他の代替情報と相互補完的な関係になければならない。人々が求める時期や場所でスムーズに情報が入手できるということは、情報を入手することが人々の日常生活の一部といえるほど身近なものになっていると言える。したがって、人々の日常生活にあわせて開示情報を作成することは、人々が行う意思決定過程の一部にその情報が入り込む可能性を最大にする。

## (C)理解力

公開された情報を情報利用者が理解できるのは、情報利用者が当該情報を自身の意思決定に関連づけることができる場合である。したがって、開示情報が複雑であることは、多様な情報利用者グループの当該情報の理解を妨げる要因になる。この問題を解決するひとつの手段は、複雑な情報を要約情報(simple scales)として開示することである。しかしながら、要約情報を開示することによって、情報利用者は当該情報が重要であると理解できるとは限らない。そこで、情報利用者の立場にたったオリジナルな情報を翻訳する仲介者の存在が情報利用者に役立つ場合がある。

情報利用者の行動を変化させることができたとしても、通常それだけで「透明性の確立」に基づいた情報開示政策が有効に機能しているとは言えない。情報作成者もまた開示情報に対する姿勢を改善して行かなければならない。つまり、「透明性の確立」に基づいた情報開示政策が高い次元で有効に機能していると言える場合、情報の利用者と作成者がともに、前述の(A)~(C)の項目に基づいて、「開示された情報」を絶えず検討し続けている状況が成立している場合なのである。

それでは、前述の情報作成者と利用者との間に成立し得る関係の構築を妨げる要因は何か。第一に、情報開示を促す規制を設定している規制設定機関の目的、情報利用者の目的、そして情報作成者の目的、これらの目的の重複部分が不足している場合、当該関係の成立が困難を極める。さらに第二は、認知バイアスに起因する情報作成者または情報利用者、これらのいずれかが情報を誤って解釈するような場合にもまた当該関係が強固に構築できる可能性が少ない[第4章]。

「透明性の確立」に基づいた情報開示政策が有効性を失う場合の要因として二つ指摘できる。多様な情報利用者に資するという希望に基づいて、相対的に小規模な情報作成者に多大なコスト負担を強い場合、「透明性の確立」を指向する情報開示政策は機能不全に陥る可能性がある。他方、開示情報の拡充は機密事項やプライバシーといった核となる価値を損なう可能性を高くする。したがって、この両者のバランスが崩れてしまう場合、「透明性の確立」を指向した情報開示政策は破綻し得る。

広義の「危機」は情報開示政策が進展するきっかけを提供する。したがって、情報開示政策が、何らかの危機的状況が生じる毎に、漸次的に改善されている。情報開示政策が漸次的な改善しかなし得ない理由は、当該政策が政治的な妥協の産物だからである。その時々状況に基づいて情報開示政策が改善されることに加えて、その時々で生じるコストとベネフィットの負担を巡る情報作成者と情報利用者との間で生じてきた利害の対立の調整を通じて、情報開示政策が進化して

いるということである。それでは、具体的に時の経過に基づいて改善されてきた状況は三つの側面に区分できる。

- (1) 取り組まれてきた問題の範囲と比較して、開示情報の範囲が拡充されてきたこと、
- (2) 開示情報の正確さと質が高まってきたこと、そして
- (3) 情報利用者による開示情報の利用が高まってきたことである[第5章]。

### I-3. ケース・スタディー

「透明性の確立」を指向した情報開示政策が多国籍を横断しても有効に機能するために解決しなければならない諸問題を、ケース・スタディーを通じて、考察した。基本的な課題は二つである。ひとつは、「透明性の確立」をより高い水準で実現するために、情報開示政策が情報利用者の目的適合性に基づいて施行されているのか否か？同時に、時の経過にしたがって、情報開示政策が改善され続けているのか否か？もうひとつは、これらの政策が多様な法制度や社会規範をもつ世界各国の情報利用者と情報作成者の意思決定過程に浸透していなければならないという点である。

なお、「透明性の確立」を指向した情報開示政策の有効性を妨げ得る要因は、すさまじい勢いで統合するさまざまな市場の力である。巨大化する市場の前に、世界各国は市場と集団行動を制御するルールの制定に苦慮している。激しく変化する世界環境の中で、(1)国際規模の「透明性の確立」に基づいた情報開示政策がどのように機能するのか、(2)このような政策がなぜ今生じているのか、そして(3)これらの政策が有効に機能するための要因が何か？といった問題を検討する必要がある。これらの諸問題を検討することによって、今後の「透明性の確立」を指向した情報開示政策を強化する有効な方策を考えることができる。

「透明性の確立」を指向した国際規模の情報開示政策は、各国のそれらと共有する部分がある。情報利用者と情報作成者との相互作用に基づいた情報開示政策は持続的に改善され続ける。これは情報利用者と情報作成者との相互作用の上に成り立っている。そのさい、ある情報開示政策の拡充に対する機運が生じる状況もまた深刻なアクシデントの発生を契機にしているのである。

例えば、標準化された会計処理手続きに基づいて、英文連結財務諸表の作成を求めた国際会計基準の普及は、次の五つの要因がうまく機能した結果である。(1)各国の投資家が話す母国語(言語・地域・文化や価値観の問題)、(2)国際会計基準に影響を与える各国の基準設定主体間の競争(利害対立)、(3)情報作成コストを最小化するインセンティブを持つ多国籍企業の支援、(4)投資家を代表するロビーストの影響、そして(5)統一した国際基準の必要性を迫った世界規模の危機が発生したことである。

さらに、SARS(Severe Acute Respiratory Syndrome)が世界中に蔓延したケースを取り上げて、SARSの発祥国の初期行動とその後の対応、つまり、WHO(the World Health Organization)と先進諸国の連携を要約した。包み隠さず正確な情報開示を早期に実施することは世界規模に蔓延

し得る疾病の感染拡大を未然に防ぐことに資する。もちろん、これを実現するために必要なことは、公開情報に基づいて、どの程度の支援体制を各国との密な連携に依拠しながら確立できるのかということである。世界規模の危機は政治的バランスを維持することに資する。他方、正確な情報を迅速に共有するための道具として、インターネットが強力なツールになり得る。

他方、遺伝子組み換え商品の表示という情報開示をめぐる問題もまた「透明性の確立」を指向した情報開示政策を充実するための有効策を考えるケースとなる。当該表示に要する追加コストは農家にとって農作物の増産を促すインセンティブにはならなかった。さらに、遺伝子組み換え商品の生産経路を考慮した場合、当該表示によって最終消費者の不安が緩和するのか否かという当該表示の情報価値が疑問視された。当該表示の義務を推進した規制設定主体もまた、遺伝子組み換えのない農産物を生産することが不可能であることを認め、開示情報の範囲を決定することの困難さが明らかになった[第6章]。

#### I-4. 情報公開の今後

情報技術(IT: Information Technology)の発展は今後の情報公開制度そのものをさらに改善する。インターネットや携帯電話が情報公開政策のさらなる進化を支える。情報利用者が必要な情報を入手するためのさまざまな手段が情報提供者との対話を通じて改善される。同時に、情報利用者の需要に応じた情報入手手段が敏速に提供されるようになるだろう。「透明性の確立」に基づいた情報公開政策の立案者と情報利用者との密接な協調政策(collaborative policies)が成立し、今後の情報公開政策がさらに進展するだろう。

求める情報と利用する情報は情報利用者と情報提供者(作成者)の情報収集能力を改善する。これは、ある情報の活用方法に対する助言を専門家から得る従来の情報活用法からの脱却を意味する。さらに、情報利用者は情報を利用するだけにとどまらず、自らも情報を発信する担い手にもなる。これは情報作成者(提供者)にも言える。つまり、ある情報をめぐって、その利用者にもなれば、その情報に基づいて新たな情報発信者にもなるのである。

情報技術の進化は企業や政府を進化させる。インターネットビジネスの盛況は既存の企業ビジネスに代わるビジネススタイルになっている。例えば、検索エンジンは企業の業績をも左右する存在になっている。他方、政府の諸機関は電子情報の公開・作成を促進し、情報利用者の便宜を図っている。例えば、米国証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange Commission)は上場企業に対して連結財務諸表やその他の財務情報の提出を紙媒体ではなく電子ファイルで提出することを求めている(EDGER system: the Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system)。

ITの発達は「情報」の利用者と作成者(提供者)との距離感を縮めるものの、問題も生み出している。情報提供者は、意識的であれ無意識であれ、歪めた情報や最初から誤った情報を発信する

ことができる。情報の洪水の中から本当に重要な情報を共有することが困難になっているのである。このような環境を悪用することもできる。情報提供者は匿名であらゆる情報を不特定多数に無責任に提供することができる。正しい情報は適切なベネフィットを利用者に提供する。これは情報提供者の責任感と正義感が担保しているのである[第7章]。

「透明性の確立」に基づいた情報開示政策の行く末を、政府等の諸機関、情報利用者、そして情報利用者から関心を持たれている組織がどのように決定していくのかを検討する。より多くの情報が入手できることは、必ずしも公共の福祉に資する効率的、公平、または集団行動である市場を創設することにはならない。むしろ、情報利用者の意思決定過程に取り込まれるような情報を入手できる環境、またはそのように利用される情報を情報作成者が公開して初めて、「透明性の確立」に基づいた情報公開政策は有効に機能する。

換言すれば、「透明性の確立」に基づいた情報公開政策が最善に機能するのは次の六つの点に着目する時である。

- (A) 解決すべき問題と開示すべき問題との間の「乖離」を埋める情報の開示はリスクを減らすと同時に、公共の福祉に資する。
- (B) 「透明性の確立」に基づいた情報公開政策上の問題である、公開すべき情報の測定基準の同意を得ることは、当該問題の解決を導く。
- (C) 開示情報を通じたコミュニケーションが複雑でない方がリスク低減または公共の福祉に資する。
- (D) リスク低減に資する、しかし情報利用者が価値を見いだしていない情報の公開は「透明性の確立」に基づいた情報公開政策を推進しない。情報利用者が現状を改善する意思、能力、そして認知手段を有しているので、それに見合う情報を公開すべきである。
- (E) 情報作成者の情報開示実務を改善しない限り、「透明性の確立」に基づいた情報公開政策は改善しない。
- (F) リスクを軽減する、または公共の福祉を改善する情報開示政策の実施は有効である。

他方、「透明性の確立」に基づいた情報公開政策が実施可能な状況であっても、情報利用者のニーズと各種の限界を明確に理解して当該政策を実行しなければならない。

このために必要な原則として次の10項目を指摘する。

- ① 一般市民が利用しやすい情報を公開する。
- ② 情報利用者から支援される情報を開示する。
- ③ 情報作成者は情報利用者の変化するニーズとその理由を適切に把握し続ける。
- ④ 透明性の改善が情報作成者のベネフィットになるようにする。
- ⑤ 開示情報の正確さと比較可能性の程度を評価できる基準を設定する。
- ⑥ 情報利用者の理解力に見合った開示情報のレベルと様式にする。



- ⑦開示情報の分析と情報利用者からの声を取り込むようにする。
- ⑧情報開示が不十分である場合、情報作成者に罰則を課すことができるようにする。
- ⑨法律に基づく情報開示を促す執行制度を設けること。
- ⑩リスク低減と公共の福祉に資するようにその他の規制も活用すること。

政府がリスクを低減し、かつ公共の福祉に資する透明性を確保するために必要な法的規定を設けることができるという命題を常に検討することが情報公開制度をめぐる基本的な課題である。この議論の根底にある考えは、情報公開制度が不完全かつ政治的な妥協の産物であり、それを取り巻く環境の変化とともに進化し続けなければならないというそれである。以上から、情報公開に基づく透明性が最善に確保されるのは(1)公開すべき情報の優先順位を決め、(2)代替または補完尺度の影響を評価し、(3)意図しない影響を最小化し、そして(4)絶え間ない改善を実施する体系だったプロセスに透明性を確保する情報公開政策が組み込まれている時である[第8章]。

## II. 読後感

情報作成者と情報利用者との間で生じている情報格差を是正するために情報開示を拡充することは公共の福祉に資する。これが本書の主張である。透明性の確保を論じるさい留意すべきことは、透明性の確保が自ら下した意思決定に対する責任を情報利用者に求めるということである。本書は、政府(強制力をもった規制)による情報開示拡充を主張することで情報利用者の自己責任能力改善の必要性を唱えている。

残念ながら、この主張は情報利用者のリスク負担能力のレベルを所与としている。情報利用者(個人)のリスク負担能力に限界がある以上、本書が提唱する、政府による情報開示政策の拡充は企業や他の組織が産み出しているリスクを個人に移転させる政策実施の促進を意味する。果たして、より高いレベルで透明性を確保すること、従って、情報利用者に負担能力を超えるほどのリスク移転、が公共の福祉に資すると言えるのだろうかという疑問を評者はもった。

リスクをゼロにすることができないことを考慮すれば、情報開示の拡充が公共の福祉に資するとは限らない。むしろ、「知らぬが仏」ということが、公共の福祉に資している場合があり得るだろう。医療サービスの限界を知った患者は、病が完治するかもしれないという一縷の望みが完全に絶たれたことを同時に悟る。その結果、患者が選択し得るのはその医療サービスを継続するか否かということだけになる。情報開示の拡充が公共の福祉に資すると主張し得るのは、ある目的を実現するために複数の選択肢の中から情報利用者が選択できる状況に限定されるだろう。

前述の医療サービスと患者との関係から、「公共の福祉に資する」という表現が使い勝手の良い、曖昧な表現であることを本書は教えてくれた。情報開示の拡充が公共の福祉に資すると言えるか否かは、情報利用者が達成したい目的によって変わる。例えば、不治の病であることを告げられた患者に対して、この病の治癒を目的にした医療サービスを継続するために支払を続けることは

有効な資源配分とはならないだろう。

しかしながら、不治の病であることを踏まえた上で、この病を治療し続ける過程で被る精神的苦痛を緩和するために医療サービスを施すという目的に基づいた場合、そのための支出を継続することは効率的な資源配分になるだろう。医療サービスを継続する(=公共の福祉に資する)という広義の目的に基づく稀少資源の配分を具体的に示した上記の例は、有効なそれとそうでないそれとが混在していることを示している。このような問題が生じるのは稀少資源を配分する目的を特定していないことに起因する。本書は情報開示政策の拡充を論じる際、その目的を明確にすることの重要性を再確認する機会を与えてくれた。

そして、本書は情報開示政策の拡充を論じる際に使用される「リスク」という表現が多様な意味を持っていること、したがって、文脈に基づいて、その意味を明確にすることもまた議論を有益なものにすることを教えてくれた。「リスク」の意味を明確にした上で、情報開示政策の拡充を論じることは、情報利用者が改善すべき情報活用能力を明確にすることができるだけでなく、負担すべきリスクの内容を限定することができる。これらの目的を特定することでできれば、情報利用者はどのような知識や教育を受けるべきかをさらに絞り込むことができる。これは有効な資源配分を実現することに役立つだろう。

知らないよりも知っていた方が有利だ、または情報がないよりはあった方が有益だと一般に言われる。この見解がおおむね正しいといえる一方で、量および質を含めて、どの程度の情報入手する必要があるのかという問いに対する解答を見いだすことは困難である。情報をどの程度入手するのかという問題と適切な意思決定を下すことができるのかという問題はまったく別の話だと評者は考えるからである。

開示すべき情報の量と質に関する議論は意思決定のタイミングや適切さを改善する議論になるとは限らない。与えられた情報を参考にしながら、どのような意思決定を下すことが最適なのかという問題は意思決定者の判断力に依存する。この判断力は、与えられた情報の質を評価する能力や、その情報に基づいて行う意思決定の精度も決定する基本的な能力といえる。なぜならば、数値を含む情報は我々に何も語らないからである。

以上から、本書を読んで気付いたことは、教育を主体的に受けることの重要さである。「情報の洪水」と言われる現代社会を生き抜き、かつ翻弄されないようにするために必要な能力は自分自身で守る能力である。入手した情報から何を読みとり、どのような意思決定を行うのかは情報利用者の能力に依存する。そしてこの能力は教育を主体的に受けることで改善される。公開情報政策の拡充を唱える一方で、教育を主体的に受け情報利用者の情報処理能力を改善し続けることが何よりも有益であることを主張した興味深い研究書といえる。